

会員証規定

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人茨城県作業療法士会（以下、「本法人」という。）が発行する、会員証カード（以下、「会員証」という。）に関する発行及び管理について規定することを目的とする。

(会員証の貸与)

第2条 会員証は、本法人が会員本人に対し貸与するものとする。

(1) 会員証上には、会員氏名、会員番号の会員情報を表記する。

(会員証の管理)

第3条 会員証の所有権は本法人に帰属する。会員は、善良なる管理者の注意をもって会員証を使用・管理しなければならない。

(1) 会員は、いかなる他者に対しても、会員証を貸与、預託、譲渡してはならない。

(2) 会員は、会員証を紛失した場合又は盗難にあった場合には、速やかに本法人事務局に届け出なければならない。

(会員証の利用)

第4条 会員は、本法人主催の各種事業への参加の際、会員本人確認・認証のため、必ず会員証を携帯する。また、主催者が求めた場合には提示しなければならない。

(会員証の再発行)

第5条 本法人は、会員証の紛失、盗難、破損、汚損等又は不具合により会員が申請した場合で、合理的な理由があると認められる場合には、会員証を再発行するものとする。

(1) 会員証の再発行は、会員が本法人所定の様式（別記第7号様式）により再発行申請書を提出し、再発行手数料を支払うものとする。

(2) 会員が改姓し、改姓後の会員証の発行を希望する場合は、改姓後の会員証を発行するものとする。この場合、旧姓の会員証の返却により再発行手数料を免除する。

(会員証の返却)

第6条 会員は、本法人を退会した場合、直ちに会員証を本法人に返却するものとする。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の承認によって変更することができる。

附 則

この規程は、平成28年3月6日から施行する。